

上戸田地域交流センター及び戸田市立図書館上戸田分館指定管理者候補者の選定結果について

戸田市福祉部福祉総務課
戸田市教育委員会生涯学習課

令和元年8月1日から令和元年9月2日まで募集を行った上戸田地域交流センター及び戸田市立図書館上戸田分館の指定管理者については、戸田市議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 上戸田地域交流センター及び戸田市立図書館上戸田分館指定管理者について

指定管理者：フレンドシップ上戸田共同事業体

代表法人 ヤオキン商事株式会社

東京都足立区足立四丁目28番10号

代表取締役社長 伊藤治光

構成法人 株式会社サンワックス

埼玉県熊谷市問屋町二丁目5番13号

2 指定の期間について

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

応募申請団体数 令和元年9月2日締め切り 2団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 審査項目

- ① 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ② 指定管理業務を行うに当たっての基本方針について。
- ③ 施設・設備の維持管理計画について。
- ④ 管理執行体制について。
- ⑤ 管理運営に係る収支計画について。
- ⑥ 指定期間5年間の計画について。
- ⑦ 個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか。
- ⑧ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法について。
- ⑨ 危機管理に対する方針について。
- ⑩ 環境等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑪ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

(2) 選定委員会の委員

- ・市職員 5名
 - ・学識経験者 2名
 - ・その他市長が必要と認める者 1名
- (計8名)

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者2団体中、2団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

・採点結果

団体名	フレンドシップ 上戸田共同事業体	団体A
合計点	1, 353点	1, 042点

※各委員220点で8名、1,760点満点で実施。

(5) 選定理由

提出された申請書類の審査及び応募者のプレゼンテーションを勘案し、選定基準に基づき総合的に審査した結果、合計点が最高点であった。

また、指定管理者の実績が豊富であるとともに、下記5の提案内容が適当であり、施設の管理運営を安定的に行える能力を有すると判断した。

5 指定管理者候補者の主な提案内容

- ① 基本理念は「私の、私たちのあいパル」とし、人と人を結んだり、知識をつなげたり、様々な体験や活動を通して、市民と一緒にまちの未来をつくる。基本方針は「入りやすい、使い続けたいセンター」「つながってみんなで作るセンター」「魅力を創造し発信するセンター」「心のよりどころとなる、寄り添うセンター」の4点である。
- ② 施設管理については、これまでの施設管理の経験から施設管理上特に重視すべき安全管理のポイントを認識し、突然の不具合発生時には危機感を持って対応する。
- ③ 複合施設の連携事業として、センター・図書館一体とした施設まつりを実施。市民に施設を知ってもらい、活動に参加してもらおうきっかけ作りのための施設まつりを年4回から5回に増やし、新たに「音楽祭」を実施する。「音楽祭」では市民と一緒に企画・実施し、施設利用者の若年層中心による新しい施設まつりを実現する。
- ④ 地域交流・多世代交流事業として、現在実施している「ラジオ体操」を、小学生ボランティアが参加しやすいよう、土曜日にも開催し、大人との交流を図る。
- ⑤ 生涯学習事業として、生涯学習の成果を発表する場としての「あいパルフェスタ」を発展させ、市民主導の「生涯学習フェスティバル（仮称）」を実施する。
- ⑥ 男女共同参画事業として、男女共同参画の視点を持った避難所運営のため、「防災・避難所運営シミュレーション・ワークショップ」を行う。また、男女共同参画への意識・興味を高めるため、男女共同参画推進委員と協働で市民募集の「男女共同参画川柳」を実施する。
- ⑦ 自主事業として、「あいパルカフェ」を運営し、賑わいと交流の場を提供するとともに、カフェで販売する商品について、近隣飲食店と共同で商品開発に取り組む。
- ⑧ 稼働率向上のため、あいパルをまだ利用していない市民に向けて、利用者の様々

な施設利用方法をSNSで発信していく。

また、稼働率の低い貸室の利用について、イベントアイデアを公募し、コンペ等を開催し、コンペで評価されたイベントを実施する。

- ⑨ 上戸田分館の図書を選書・除籍については、司書有資格の担当の長のもと、合議制による体制を整え、市民文化の創造と発展を支える拠点に相応しい蔵書を構築する。また子どもの学びの支援、子育て情報コーナーの充実、市民参加型の地域資料の作成等の事業を行う。